

株式会社 アドバンテッジリスクマネジメント 定款

2023年3月2日施行

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント

定 款

第 1 章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントと称し、英文では、Advantage Risk Management Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した福利厚生・健康管理に関するプログラムの開発及びそのサービス提供
2. 保険及び保険募集の情報提供に関するプログラムの開発及びその販売
3. 損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務
4. 保険及び福利厚生に関する情報提供サービス業
5. 共済事業運営の各種事務に関する代行業務
6. 経理・人事・その他事務一般代行業務
7. 企業福利厚生に関するサービス開発、提供並びに仲介業務
8. 有料職業紹介事業
9. 労働者派遣事業
10. 金融商品仲介業
11. 各種企業、団体を対象としたクレジットカード、割引長距離電話利用サービスの販売代理業
12. 各種旅行の企画、主催
13. 航空、鉄道、海上輸送などの旅客切符の販売代理業並びに宿泊施設及び各種旅行関連施設利用の斡旋業
14. 各種イベントの企画、運営及び管理業務の請負
15. 能力開発、企業経営活性化のための人材教育及び研修業務並びに各種教育教材の作成及び販売
16. カウンセリングサービス、心理療法の提供及び仲介
17. カウンセリング、心理療法技術の研究、指導及び研修会の企画、運営
18. 人事及び経営に関するコンサルティング業務並びに経営に関する調査及び研究
19. 出版物、広告宣伝物等の企画、制作、出版及び販売
20. 市場調査に関する業務
21. 通信システムによる情報の収集処理及び通信販売に関する業務
22. 情報システムの企画、設計等に関するコンサルティング業務

23. インターネットのホームページ、オンラインコンテンツ等の制作及び販売
24. ニューメディアに関するシステム開発
25. 各種保険料等の集金代行業務
26. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、36,500,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた取締役が定める。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予

約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10 名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第20条 取締役は、株主総会において解任する。

- ② 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)

第22条 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ② 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた取締役の定める取締役会規則による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者も含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定

する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第 39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 24 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。